

<本通知のポイント>

本県における新型コロナウイルス新規感染者数増加の兆しを受け、令和4年(2022年)3月18日付け教義第1178号、教特第647号、教体第1477号、教人第1913号による対応を、5月8日(日)まで延長することについてお知らせします。

教義第15号
教特第4号
教体第13号
教人第3号

令和4年(2022年)4月6日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の徹底について(通知)

本県においては、新型コロナウイルス感染症について、まん延防止等重点措置が令和4年(2022年)3月21日(月)に解除されましたが、全国的に、新規感染者数は減少傾向から増加傾向に遷移しつつあり、現在、本県においても、感染者数が下げ止まり、増加の兆しが見られています。

県内の学校においても、引き続き児童生徒等や教職員の感染増加に予断を許さない状況であり、年度当初で学校行事等も多い時期であることから、各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等・教職員及び保護者等に対する指導及び注意喚起を引き続き徹底する必要があります。

このような状況を踏まえ、令和4年(2022年)3月18日付け教義第1178号 教特第647号 教体第1477号 教人第1913号で通知した対策の期間(「学年末・学年始休業日終了まで」としているものを含む)を令和4年(2022年)5月8日(日)まで延長することとします。

つきましては、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知をお願いします。

各学校においては、家庭と感染拡大への危機感を共有し、引き続き感染防止対策に万全を期していただきますようお願いします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること
義務教育課 井手、松山、有田
096-333-2688
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 西坂、前田
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 平川、種子永
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 平川、中村
096-333-2712
義務教育課 松永、塩村
096-333-2689
- 教職員に関すること
学校人事課 平井、池田
096-333-2695